

別表第3

種 類			離 隔 距 離 (c m)					備 考
			入 力	上方	側方	前方	後方	
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100	
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	
不燃	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下〕	—	15 注	15	注 : 浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。
		内がま	21kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下〕	—	—	60	—	
	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下〕	—	15	15	15	
		外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下〕	—	15	60	15	

ふ
ろ
が
ま
燃
料
体
気

燃	以 外		内がま	21kW以下	（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	-	15	60	-
		密閉式		21kW以下	（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	-	2 注	2	2
		屋外用		21kW以下	（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	60	15	15	15
	不 密 閉 式	浴室 内 設 置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下）	-	4.5 注	-	4.5
			内がま	21kW以下	（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下）	-	-	-	-
		浴室 外 設 置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	-	4.5	-	4.5
			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	-	4.5	-	4.5
			内がま	21kW以下	（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	-	-	-	-
	密閉式			21kW以下	（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	-	2 注	-	2

				屋外用	21kW以下	（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	30	4.5	—	4.5		
	液体燃料	不燃以外			39kW以下		60	15	15	15		
		不燃			39kW以下		50	5	—	5		
	上記に分類されないもの				—		60	15	60	15		
	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1：風道を使用するものにあっては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあっては100cmとする。	
温風暖房機	液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150	15		
						26kWを超え70kW以下	100	15	100 注1	15		
					温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	100	150	150	150		
					強制排気型	26kW以下	60	10	100	10		
					密閉式	強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10	
	液体燃料	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—	5		
					温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150		
					強制排気型	26kW以下	50	5	—	5		
					密閉式	強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5	

		上記に分類されないもの		—	100	60	60 注 2	60		
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
使用温度が300℃未満のもの				—	100	50	100	50		

ボ イ ラ ー	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5
				フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
		半密閉式	12kWを超え42kW以下		—	15	15	15	
			12kW以下		—	4.5	4.5	4.5	
		密閉式		42kW以下		4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	60	15	15	15	
			フードを付ける場合	42kW以下	15	15	15	15	
		不 燃	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
	フードを付ける場合			7kW以下	10	4.5	—	4.5	
	半密閉式		42kW以下	—	4.5	—	4.5		
	密閉式		42kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
	屋外用		フードを付けない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5	
			フードを付ける場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5	
	液 体 燃 料	不燃以外	12kWを超え70kW以下		60	15	15	15	
			12kW以下		40	4.5	15	4.5	
		不燃	12kWを超え70kW以下		50	5	—	5	
12kW以下			20	1.5	—	1.5			
上記に分類されないもの			23kWを超える		120	45	150	45	
			23kW以下		120	30	100	30	
	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5

注：熱対流方向が一方方向に集中する場合には、...

ストーブ	気体燃料	以外	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5	
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	15	15	80	4.5	
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5	
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100	
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	15	
		不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100	
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	5	
		上記に分類されないもの						—	150	100	150
	乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5
						衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5
上記に分類されないもの					内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50	
					内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30	

しほりUcmとする。

簡 易 湯 沸 設 備	不 燃 以 外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5			
				フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5			
			瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5			
				フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5			
		半密閉式				12kW以下	—	4.5	4.5	4.5		
		密閉式	常圧貯蔵型				12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	調理台型				12kW以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型				12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用	フードを付けない場合				12kW以下	60	15	15	15	
			フードを付ける場合				12kW以下	15	15	15	15	
	燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5			
				フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5			
			瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5			
				フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5			
		半密閉式				12kW以下	—	4.5	—	4.5		
		密閉式	常圧貯蔵型				12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
			瞬間型	調理台型				12kW以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型				12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
		屋外用	フードを付けない場合				12kW以下	30	4.5	—	4.5	
			フードを付ける場合				12kW以下	10	4.5	—	4.5	

給湯設備	液体燃料	不燃以外		12kW以下	40	4.5	15	4.5			
		不燃		12kW以下	20	1.5	—	1.5			
	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	—	15	15	15	
				瞬間型		12kWを超え70kW以下	—	15	15	15	
		密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
			瞬間型	調理台型		12kWを超え70kW以下	—	0	—	0	
				壁掛け型、据置型		12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		12kWを超え42kW以下	60	15	15	15
		フードを付ける場合			12kWを超え42kW以下	15	15	15	15		
		瞬間型		フードを付けない場合		12kWを超え70kW以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合		12kWを超え70kW以下	15	15	15	15	
		燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5	
				瞬間型		12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	4.5	
			密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
				瞬間型	調理台型		12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
					壁掛け型、据置型		12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	—	4.5
				屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		12kWを超え42kW以下	30	4.5	—
			フードを付ける場合			12kWを超え42kW以下	10	4.5	—	4.5	
瞬間型	フードを付けない場合		12kWを超え70kW以下		30	4.5	—	4.5			
	フードを付ける場合		12kWを超え70kW以下		10	4.5	—	4.5			

液体燃料	不燃以外		12kWを超え70kW以下	60	15	15	15					
	不燃		12kWを超え70kW以下	50	5	—	5					
	上記に分類されないもの		—	60	15	60	15					
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5	注1：熱対流方向が一方に集中する場合には60cmとする。 注2：方向性を有するものについては100cmとする。	
				バーナーが隠ぺい	全周放射型	7kW以下	100	100	100	100		
				バーナーが露出	自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5 注1	4.5		
				バーナーが隠ぺい	強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
				バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	80	15	80	4.5		
	液体燃料	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	80	80	80	80		
					バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5 注1		4.5
					バーナーが隠ぺい	強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60		4.5
					放射型	7kW以下	100	50	100	20		
						7kWを超え12kW以下	150	100	100	100		
自然対流型	7kW以下	100	50	50	50							
	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	100	15	100	15					
温風を全周方向に吹き出すもの		7kWを超え12kW以下	100	150	150	150						
	7kW以下	100	100	100	100							
液体燃料	不燃	放射型	7kW以下	80	30	—	5					
			自然対流型	7kWを超え12kW以下	120	100	—	100				
				7kW以下	80	30	—	30				

調	燃	開放式	強制対 流型	温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	80	5	—	5	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
				温風を全周方向に吹き出すもの	7kWを超え12kW以下	80	150	—	150		
					7kW以下	80	100	—	100		
				固体燃料				—	100		50 注2
	不 燃 以 外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ (1口)	5.8kW以下	100	15	15	15		
				卓上型こんろ (2口以上) ・グリル付 こんろ・グリ ド付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注		
			バー ナーが 隠 ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	100	15	15		15
				加熱部が隠 ぺい	卓上型オープン ・グリル (フ ードを付けない場 合)	7kW以下	50	4.5	4.5		4.5
					卓上型オープン ・グリル (フ ードを付ける場合)	7kW以下	15	4.5	4.5		4.5
					炊飯器(炊飯容 量4リットル以 下)	4.7kW以下	30	10	10		10

理 用 器 具	気 体 燃 料	不 燃	開放式	バーナーが露出	圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	30	10	10	10				
					卓上型こんろ(1口)	5.8kW以下	80	0	—	0				
					卓上型こんろ(2口以上) ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0				
					加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	80	0	—	0			
					バーナーが隠ぺい	加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7kW以下	30	4.5	—	4.5		
						卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	7kW以下	10	4.5	—	4.5			
						炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5			
						圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—	4.5			
					移動式こ	液体燃料	不燃以外			6kW以下	100	15	15	15
							不燃			6kW以下	80	0	—	0

ろ	固体燃料		—	100	30	30	30				
	電 気 温 風 機	電気	不燃以外	2kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き出し方向にあっては60cmとする。		
		不燃	2kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注				
電 気 調 理 用 機 器	不燃以外	電気 こんろ、 電気レ ンジ、 電磁誘 導加熱 式調理 器（こ んろ形 態のも のに限 る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。 注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。		
					—	20 注1	—	20 注1			
					—	10 注2	—	10 注2			
				4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2	2	2			
					—	15 注1	—	15 注1			
					—	10 注2	—	10 注2			
			4.8kW以下（1口当たり1kW以下）	100	2	2	2				
				—	10 注1 注2	—	10 注1 注2				
					こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	100	2		2	2
							—	10 注2		—	10 注2




		不燃	電気 こんろ、 電気 レンジ、 電磁誘 導加熱 式調理 器（こ んろ形 態のも のに限 る。）	こんろ部分の全部又は 一部が電磁誘導加熱式 調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	80	0	—	0	
						—	0 注1 注2	—	0 注1 注2	
				こんろ部分の全部が電 磁誘導加熱式調理器の もの	5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	80	0	—	0	
						—	0 注2	—	0 注2	
電気 天火	電気	不燃以外		2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面 にあつては 10cmとす る。	
		不燃		2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注		
電子 レンジ	電気	不燃以外		電熱装置を有するも の	2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	注：排気口面 にあつては 10cmとす る。	
		不燃		電熱装置を有するも の	2kW以下	10	4.5 注	—		4.5 注
電		不燃以外		前方放射型（壁取付 式及び天井取付式の ものを除く。）	2kW以下	100	30	100	4.5	
				全周放射型（壁取付 式及び天井取付式の ものを除く。）	2kW以下	100	100	100	100	

気 ス ト ー ブ	電 気		自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5		
		不燃		前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	15	—	4.5	
				全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	80	—	80	
				自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	0	—	0	
電 気 乾 燥 器	電 気	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
		不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0		
電 気 乾 燥 機	電 気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあっては0cmとする。	
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	注2：排気口面にあっては4.5cmとする。	
電 気 温 水 器	電 気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0		
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0		

- 備考1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距

離をいう。

別表第七（第二十三条関係）

表示の種類	禁煙である旨の表示	火気厳禁である旨の表示	喫煙所である旨の表示
図記号			
色	記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白	記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白	記号は黒、地は白

別表第八（第三十三条、第三十四条、第三十四条の二、第五十一条関係）

品名	数量
綿花類	キログラム 二〇〇〇
木毛及びかんなくず ほろ及び紙くず	四〇〇
糸類	一、〇〇〇
わら類	一、〇〇〇
再生資源燃料	一、〇〇〇
可燃性固体類	三、〇〇〇
石炭・木炭類	一〇、〇〇〇
可燃性液体類	立方メートル 二
木材加工品及び木くず	一〇
合成樹脂類	発泡させたもの 二〇
その他のもの	キログラム 三、〇〇〇

備考

一 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻系原料をいう。

二 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。

三 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。

四 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。

五 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。

六 可燃性固体類とは、固体で、次のイ、ハ又はニのいずれかに該当するもの（一気圧において、温度二〇度を超え四〇度以下の間において液状となるもので、次のロ、ハ又はニのいずれかに該当するものを含む。）をいう。

イ 引火点が四〇度以上一〇〇度未満のもの

ロ 引火点が七〇度以上一〇〇度未満のもの

ハ 引火点が一〇〇度以上二〇〇度未満で、かつ、燃焼熱量が三十四キロジュール毎グラム以上であるもの

ニ 引火点が二〇〇度以上で、かつ、燃焼熱量が三十四キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が一〇〇度未満のもの

七 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。

八 可燃性液体類とは、法別表第一備考第十四号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第十五号及び第十六号の総務省令で定める物品で一気圧において温度二〇度で液状であるもの、同表備考第十七号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で一気圧において温度二〇度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（一気圧において、温度二〇度で液状であるものに限る。）で一気圧において引火点が二五〇度以上のものをいう。

九 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。